

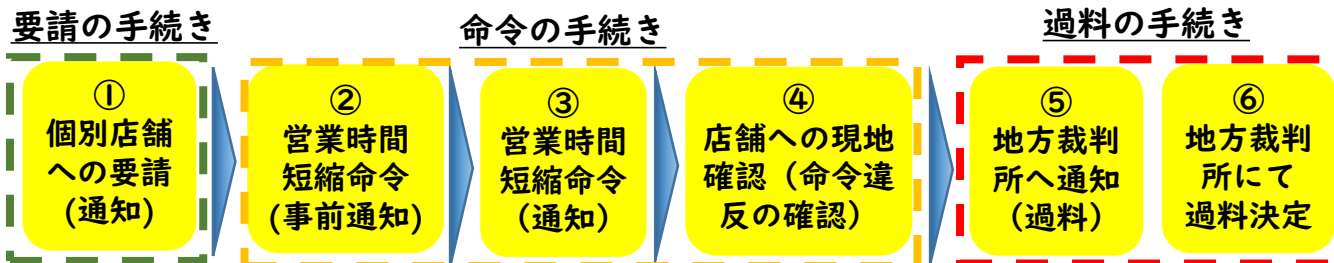
## 重点措置期間延長後の取組み 【期間：2/21～3/6】

延長前に完了した見回りで判明した未協力店舗に対して、引き続き個別訪問による働きかけ、個別要請等を実施

### これまでの取組み

2月17日時点

単位：店舗数



各措置期間	要請内容	①	②	③	④	⑤	⑥
緊急事態措置 (4/25～6/20)	・営業時間短縮（～20時） ・酒類提供自粛	77	42	41	32	32	28
まん延防止等 重点措置 (6/21～7/11)	・営業時間短縮（～20時） ・GS認証等で2人以内は酒類提供可（～19時）	172	※弁明の機会（2週間）を確保できないことなどから、命令手続きに至らず				
まん延防止等 重点措置 (7/12～8/1)	・営業時間短縮（～20時） ・GS認証等で4人以内は酒類提供可（～19時）	109	77	※緊急事態措置への移行により、命令手続き中止			
緊急事態措置 (8/2～9/30)	・営業時間短縮（～20時） ・酒類提供自粛	319	101	98	85	85	27
まん延防止等 重点措置 (1/27～2/20)	・GS認証店舗（①又は②を選択） ①時短（～21時）、酒類提供可 ②時間（～20時）、酒類提供自粛 ・その他の店舗 時短（～20時）、酒類提供自粛	335	※弁明の機会（2週間）を確保できないことなどから、命令手続きに至らず				

※命令違反を確認した店舗については、全て地方裁判所へ通知済み